

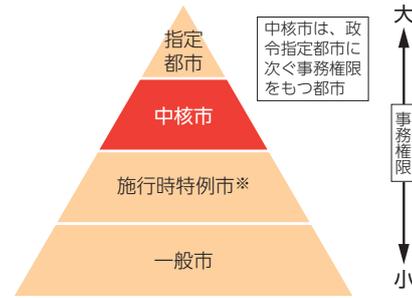
4月から 中核市「呉」が誕生

～市役所がより便利に身近に～

問 人事課 ☎25-3291

平成 27 年 4 月に改正地方自治法が施行され、「中核市」指定の人口要件が 30 万人から 20 万人に引き下げられました。これを受け、市では、市民サービスのさらなる向上を目指すため、これまでの「施行時特例市」から「中核市」への移行に向け準備を進めてきました。

平成 27 年 12 月 2 日に中核市指定に関する政令が公布され、平成 28 年 4 月、全国で 46 番目(長崎県佐世保市と同時)の中核市「呉」が誕生することになりました。



※施行時特例市…改正地方自治法の施行時(平成27年4月1日)に「特例市」の指定を受けていた市は、「施行時特例市」となりました。

中核市は、政令指定都市に次ぐ事務権限をもつ都市
 大 ↑ 事務権限 ↓ 小

中核市は、政令指定都市に次ぐ事務権限をもつ都市で、全国で45市が指定されています。県内では福山市が中核市に指定されており、呉市は県内で2番目の中核市となります。

特例市よりも 事務権限が大きい中核市

全国には大小さまざまな人口規模の市町村がありますが、これらの市には、政令指定都市を除き、ほとんど同じような事務権限しか認められていませんでした。こうした中、一定の人口規模や面積を有する市の事務権限を強化し、きめ細かな行政サービスの提供や地域の実情にあったまちづくりの展開など、できる限り住民の身近なところで行政を行なうことができるようにするために、平成7年に創設された都市制度が中核市制度です。

中核市は、政令指定都市に次ぐ事務権限をもつ都市で、全国で45市が指定されています。

県内では福山市が中核市に指定されており、呉市は県内で2番目の中核市となります。

移行のメリット

(1) 特色あるまちづくりの推進

市独自の基準を設定できる範囲が広がるなど、地域の特色や市民の皆さんのニーズなどに応じた、特色あるまちづくりを推進することができるようになります。

(2) 行政事務の迅速化

地域の実情を熟知した市が事業者の登録や取消などを行うことで、ワンストップな対応や、迅速できめ細かな行政サービスの提供が可能となります。

(3) 市政の信頼性の向上

市の組織に属さない外部の専門家による「包括外部監査制度」を導入・実施することで、市の監査機能の専門性や独立性を強化し、市政の信頼性や透明性をさらに高めることができます。

(4) 市全体の活性化

県南部の中核的な拠点都市としての魅力や知名度が向上し、イメージアップが図られることで、交流人口の増加やインフラの整備・促進が図られるとともに、企業誘致の促進などによる地域経済の活性化が期待されます。

移行までの道のり

中核市指定の人口要件が30万人から20万人に引き下げられたことを受け、平成26年11月に市長が中核市への移行を正式に表明しました。

以降、市議会での関連議案の可決や県知事への中核市指定の同意申し入れ、総務大臣への中核市指定の申出などの諸手続を経て、昨年12月に中核市指定に関する政令が公布され、中核市「呉」の誕生が正式に決定しました。

平成 26 年 5 月	改正地方自治法の制定 (中核市指定の人口要件の引き下げ)
11 月	市長が中核市への移行を表明 (市議会総務委員会)
12 月	市長から県知事へ中核市指定に向けての協力要請
平成 27 年 4 月	改正地方自治法の施行
7 月	市議会 6 月定例会で中核市の申出議案可決
9 月	市長から県知事へ中核市指定の同意を申し入れ
10 月	県知事から中核市指定申出の同意書を受領 市長から総務大臣に中核市指定を申出
12 月	中核市指定に関する政令公布 市議会 12 月定例会で中核市移行に係る関連条例議案可決
平成 28 年 4 月	中核市移行



▲湯崎知事へ中核市指定の同意を申し入れ (平成 27 年 9 月)



▲高市総務大臣に中核市指定を申出 (平成 27 年 10 月)

私たちのくらしにどんなメリットがあるのでしょうか
 中核市に移行すると、これまで県が担ってきた民生や都市計画・建設などに関する多くの事務や権限が新たに移譲されます。
 そのため、県と市に関連する事務が一元化され、行政サービスをより迅速に、より身近で提供できるようになります。

福祉

母子・父子・寡婦福祉資金

貸付けがよリスムーズに

現在、市が相談や受け付けの窓口となり、県が審査や貸し付けを行っている母子・父子・寡婦福祉資金の貸付事務は、4月からは市が受け付けから貸し付けまでの全てを行うことになり、よリスムーズになります。



豊かな自然や歴史的な町並みなど

地域特色を生かした景観形成

現在、県からの移譲を受けて市が実施している屋外広告物に関する事務について、4月からは市が独自に屋外広告物に関する条例やガイドラインなどを制定し実施することになります。

これにより、豊かな自然や歴史的な町並みなど、市ならではの地域特色を生かした景観形成を進めることができます。



中核市になるとここが変わる！

保健・衛生

特定不妊治療費

申請がより身近で便利に

医療保険が適用されない特定不妊治療を受けた場合の費用の一部助成の申請窓口が、県から市に変更され、申請などの手続きがより身近で便利になります。



ニーズに合った的確な対応

サービス付き高齢者向け住宅事業

一定のバリアフリー構造を備え、安否確認などのサービスを提供する住まいを登録し、高齢者の安心・安全な住まいを確保する「サービス付き高齢者向け住宅事業」。

4月からは、地域の実情を熟知する市が登録や検査などの事務を行うことで、よりニーズに合った的確な対応が可能になります。



環境・まちづくり

都市計画・建設

もっと知りたい 中核市

Q 中核市になると市の名前や住所、電話番号などは変わりますか？

A 市の名前や住所、電話番号などは変更ありません。

Q 中核市になると窓口が変わる手続きがありますか？

A 母子・父子・寡婦福祉資金の貸し付けなど、新たに市が窓口になる手続きがあります。詳しくは15ページに掲載しています。

Q 業務が増えることで、市の財政への影響はないのですか？

A 市が新たに行う事務に必要な経費については、国から交付される地方交付税で賄われることになっていきます。

Q 移譲事務の受け入れ体制は万全ですか？

A 専門的な知識が必要な業務については、県と連携し、各種研修の実施による職員の資質向上や事務の円滑な引継ぎなど、移行後の事務が的確に実施できるように準備を進めています。



人事課 行政管理グループ
課長補佐 荻野 晋

「地域のリーディングシティとして ワンランク上のまちづくりを目指します」

地方自治体を取り巻く情勢は、地方分権の進展や、「まち・ひと・しごと創生法」に基づく地方創生の推進などにより、その権限・裁量が拡大され、基礎自治体としての行政能力がより一層問われてきています。

この中核市移行を機に、新たに移譲される事務権限を最大限活用し、市民の皆さんへより質の高い、きめ細かな行政サービスを提供します。

また、地域のリーディングシティとして、独自性・創造性を発揮した、ワンランク上のまちづくりを推進することで、市民の皆さんが誇りと愛着を持てる「新呉市」を構築していきます。